第
 号

 年
 月

 日

印

様

奈良市長

## 日常生活支援住居施設認定通知書

年 月 日付けで申請のあった生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定について、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第1条第1項各号に規定する要件を全て満たしているものと認め、下記のとおり認定したので通知します。

記

1.	施設の名称				
2.	施設の所在地				
3.	事業の入所定員数	世帯		人	
4.	認定効力発生日	年	月	日	

## (教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この 決定があった日から起算して1年を超えることはできません)に限り、奈良市長に対して審査請求をすること ができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(この 決定があった日から起算して1年を超えることはできません)に限り、奈良市を相手方として、この決定の取消 しを求める訴えを提起することができます。